

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

### 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

一

### 告 示

○平成十八年宮城県告示第九十九号(個人情報保護条例に基づく

口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正

(県政情報・文書課)

二

○県営土地改良事業の工事の完了

(農村振興課)

二

○育種母樹林の指定の解除

(森林整備課)

二

○保安林の指定の解除

(同)

二

○小型機船底びき網漁業に関する許可等の申請期間

(水産業振興課)

二

○海岸保全区域の指定

(水産業基盤整備課)

二

○海岸保全区域の変更(二件)

(同)

三

○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(二件)

(同)

四

### 公 告

○採石業務管理者試験の実施

(産業立地推進課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁高校教育課)

五

### 選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

五

### 公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

五

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十三号

事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五号第二号中「及び第五十五条の五」及び「及び報告の徴収」を削り、同号中ヲをカとし、

へからルまでをチからワまでとし、同号ホ中「第五十五条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」

に改め、同号ホを同号トとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 第五十五条の五の規定による進学準備給付金の支給

ヘ 第五十五条の六の規定による報告の徴収

第二条 事務委任規則の一部を次のように改正する。

第五号第二号中カをタとし、チからワまでをヌからヨまでとし、トの次に次のように加える。

チ 第五十五条の八第一項の規定による被保護者健康管理支援事業の実施

リ 第五十五条の九第二項の規定による情報の提供

附 則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十三年一月一日から施行する。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令第二十号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項第二号ホ中「第五十五条の五」を「第

五十五条の六」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年七月十三日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百三〇号

平成十八年宮城県告示第九十九号（個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成三十年七月十三日から施行する。

平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表指導農業機械士技能検定試験の項及び農業機械士技能検定試験の項を削る。

○宮城県告示第七百四〇号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事を完了年月日
青生	農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））	平成三十年五月二十三日

○宮城県告示第七百五〇号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、次のとおり育種母樹林の指定を解除する。

平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定番号	樹種	所在場所	本数	面積	住所	所有者名称
宮城育二二一四	スギ	加美郡加美町菜切谷字青木原三番五	本一〇〇	〇・〇五〇ヘクタール	加美郡加美町菜切谷字大柳一一番地	宍戸 庄八
宮城育二二一七	スギ	東松島市赤井字関の内四号八七番一	本二〇〇	〇・〇三〇ヘクタール	東松島市赤井字関の内四号三四〇番一	齋藤 豊彦
宮城育二二一八	スギ	東松島市赤井字星場二二〇番一	本二九〇	〇・〇三八ヘクタール	東松島市赤井字星場二一六番地	大原 繁

○宮城県告示第七百六〇号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市松崎前浜一〇〇の二・一〇〇の七・一〇〇の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市松崎前浜一〇〇の二・一〇〇の七・一〇〇の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百七〇号

宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成三十年七月二十四日から同年八月二日まで

○宮城県告示第七百八〇号

海岸法（昭和三十一年法律第一〇一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定

する。

平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称	
	漁港名	地区名
三陸南沿 岸	稲淵漁港 海岸	稲淵地区 海岸

次に掲げるイ点からカ点までを順次結んだ直線及びイ点とカ点を結んだ直線により囲まれた区域。ただし、河川区域を除く。

基点A点 本吉郡南三陸町歌津字館浜七四番地内に設置した四級基準点

イ点 基点A点から九一度〇一分六九・七メートルの地点  
 ホ点 基点A点から一三三度一七分〇六秒八二・〇〇メートルの地点  
 ハ点 基点A点から一六三度一九分三三秒一三二・〇〇メートルの地点  
 ヘ点 基点A点から二五八度〇二分三六秒五九・〇〇メートルの地点  
 ニ点 基点A点から三三三度〇八分四八秒一〇〇・〇〇メートルの地点  
 ト点 基点A点から二九三度二九分二八秒四〇五・〇〇メートルの地点  
 チ点 基点A点から二九三度五〇分三二秒七〇・〇〇メートルの地点  
 リ点 基点A点から一二三度三三分四六秒五〇・〇〇メートルの地点  
 ヌ点 基点A点から六〇度〇〇分〇〇秒五〇・〇〇メートルの地点  
 ル点 基点A点から一二八度五五分四八秒八八・〇〇メートルの地点  
 ヲ点 基点A点から一二八度五五分四八秒八八・〇〇メートルの地点  
 ワ点 基点A点から六二度五九分二六秒二六・〇〇メートルの地点

○宮城県告示第七百九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十二年宮城県告示第七百七十四号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称	
	漁港名	地区名
仙台湾沿 岸	大原漁港 海岸	大原地区 海岸

次に掲げるイ点からワ点までを順次結んだ直線及びイ点とワ点を結んだ直線により囲まれた区域。ただし、河川区域を除く。

基点A点 石巻市大原浜地内の金属標  
 （北緯三八度二〇分〇五・九七八〇秒 東経一四一度二八分一八・五四四一秒）

イ点 基点A点から一二九度二七分四二秒三七・九二九メートルの地点  
 ト点 基点A点から一三五度三三分三〇秒七四・〇〇メートルの地点  
 ロ点 基点A点から一三五度三三分三〇秒七四・〇〇メートルの地点  
 ハ点 基点A点から六九度二〇分一七秒四四・〇〇メートルの地点

○宮城県告示第七百十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成二十八年宮城県告示第二百九十八号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称	
	漁港名	地区名
仙台湾沿 岸	十八成浜 海岸	十八成浜 地区海岸

次に掲げるイ点からク点までを順次結んだ直線及びイ点とク点を結んだ直線により囲まれた区域。ただし、河川区域を除く。

基点A点 石巻市十八成浜葉ノ木沢地内の金属標  
 （北緯三八度一八分二三・七六一秒 東経一四一度二九分四三・五六七八秒）

イ点 基点A点から二四二度四九分四八秒三二・一四六メートルの地点  
 ト点 基点A点から四九度二七分四四秒四五・〇〇メートルの地点  
 ロ点 基点A点から一九度〇一分四五秒五六・〇〇メートルの地点  
 ハ点 基点A点から二九〇度四七分四五秒一二九・三九三メートルの地点  
 ニ点 基点A点から三三三度四八分三八秒一八〇・二一四メートルの地点  
 ト点 基点A点から二九八度三一分三〇秒六一・八九四メートルの地点  
 ヘ点 基点A点から二八八度〇七分〇二秒六九・九三二メートルの地点  
 ヲ点 基点A点から二四三度〇三分一七秒二四・四五九メートルの地点

沿岸名	海岸の名称	
	漁港名	地区名
仙台湾沿 岸	十八成浜 海岸	十八成浜 地区海岸

次に掲げるイ点からク点までを順次結んだ直線及びイ点とク点を結んだ直線により囲まれた区域。ただし、河川区域を除く。

基点A点 石巻市十八成浜葉ノ木沢地内の金属標  
 （北緯三八度一八分二三・七六一秒 東経一四一度二九分四三・五六七八秒）

イ点 基点A点から二四二度四九分四八秒三二・一四六メートルの地点  
 ト点 基点A点から四九度二七分四四秒四五・〇〇メートルの地点  
 ロ点 基点A点から一九度〇一分四五秒五六・〇〇メートルの地点  
 ハ点 基点A点から二九〇度四七分四五秒一二九・三九三メートルの地点  
 ニ点 基点A点から三三三度四八分三八秒一八〇・二一四メートルの地点  
 ト点 基点A点から二九八度三一分三〇秒六一・八九四メートルの地点  
 ヘ点 基点A点から二八八度〇七分〇二秒六九・九三二メートルの地点  
 ヲ点 基点A点から二四三度〇三分一七秒二四・四五九メートルの地点

海岸の名称	指定区域
沿岸名 仙台湾沿 岸	沿岸名 大原漁港 海岸
漁港名 大原漁港	地区 大原地区 海岸名
地区 大原地区	指定区域 平成三十年七月十三日宮城県告示第七百九号により海岸保 全区域として指定した石巻市大原浜地内の大原漁港海岸保全

○宮城県告示第七百十一号  
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である石巻市長が管理を行う区域を次のとおり定める。  
平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- リ点の地点
- チ点から一四七度一四分一〇秒五・二七八メートルの地点
- ヌ点リ点から一六二度二五分〇三秒九・六五八メートルの地点
- ル点ヌ点から一二九度二六分〇〇秒五・五一二メートルの地点
- ヲ点ル点から一六一度五五分四九秒六・〇三五メートルの地点
- ワ点ヲ点から一五三度〇一分五四秒三九・五七八メートルの地点
- カ点ワ点から二〇一度四分〇二秒五・九三三メートルの地点
- ヨ点カ点から二九一度〇六分五六秒三七・五九七メートルの地点
- タ点ヨ点から一九度三六分三三秒四・五七五メートルの地点
- レ点タ点から七度五七分五二秒五・六八一メートルの地点
- ソ点レ点から三四一度〇七分三四秒八・一四三メートルの地点
- ツ点ソ点から三三三度〇一分五四秒四四・二一九メートルの地点
- ネ点ツ点から三二四度二五分四一秒八・三九八メートルの地点
- ナ点ネ点から三五八度〇二分五一秒五・四二五メートルの地点
- ラ点ナ点から三二四度二四分〇一秒六・二三五メートルの地点
- ム点ラ点から三三九度五四分一三秒五・二二二メートルの地点
- ウ点ム点から二四三度〇三分一六秒一九・七〇二メートルの地点
- キ点ウ点から二六〇度〇九分四四秒八七・六八三メートルの地点
- ノ点キ点から二二〇度五五分四五秒六三・〇九〇メートルの地点
- オ点ノ点から一四八度〇三分一六秒一八三・四一四メートルの地点
- ク点オ点から一二二度二七分四五秒四二五・〇〇〇メートルの地点

区域のうち大原漁港区域に接する区域

○宮城県告示第七百十二号  
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である石巻市長が管理を行う区域を次のとおり定める。  
平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	指定区域
沿岸名 仙台湾沿 岸	沿岸名 十八成浜 漁港海岸
漁港名 十八成浜 海岸	地区 十八成浜 海岸名
地区 十八成浜 海岸	指定区域 平成三十年七月十三日宮城県告示第七百十号により海岸保 全区域として指定した石巻市十八成浜地内の十八成浜漁港海 岸保全区域のうち十八成浜漁港区域に接する区域

公 告

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管  
理者試験を次のとおり実施する。  
平成三十年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成三十年十月十二日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区中央一丁目三番一号 アエル十三階

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩  
石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成三十年八月二十日（月）から八月三十一日（金）までとする。た  
だし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所で配布する。

4 受験願書の提出先  
宮城県経済商工観光部産業立地推進課  
〒980-0185 仙台市青葉区本町三丁目八番一七〇  
(電話〇二二二二二二七三二)

5 受験願書の添付書類

写真(手札形(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成三十年七月十三日

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種一号) 七十キロリットル 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年六月二十日
- 四 落札者の名称及び所在地 カメイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号
- 五 落札金額 七百十四万四千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年五月二十五日

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第八十号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成三十年七月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

鶴ヶ谷第三市営住宅集会所の項の次に次のように加える。

鶴ヶ谷第一市営住宅第二集会所 同 市宮城野区鶴ヶ谷二丁目四番地

田子西市営住宅集会所 同 市宮城野区田子西一丁目一番地

仙台市荒井市営住宅集会所の項中「同 市若林区荒井字矢取一六番地の一」を「同 市若林区荒井七丁目一番地の一」に、荒井第二市営住宅集会所の項中「同 市若林区伊在字東通一六番地の一」を「同 市若林区伊在二丁目一四番地の一三」に改め、六郷市営住宅集会所の項の次に次のように加える。

荒井東市営住宅集会所 同 市若林区荒井東二丁目一番地の一

若林西市営住宅集会所 同 市若林区若林二丁目七番街区内

仙台市緑ヶ丘コミュニティ・センターの項中「仙台市緑ヶ丘コミュニティ・センター」を「仙台市緑ヶ丘コミュニティ・センター」に、「仙台市太白区緑ヶ丘三丁目九番一九号」を「仙台市太白区緑ヶ丘三丁目九番一九号」に、「仙台市向山コミュニティ・センター」を「仙台市太白区萩ヶ丘九番一号」を「同 市太白区萩ヶ丘九番一号」に、「仙台市太白コミュニティ・センター」の項中「同 市太白区山田自由ヶ丘二七番二一」を「同 市太白区山田自由ヶ丘二七番二一」に改める。

**公安委員会**

○宮城県公安委員会規則第9号  
警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成30年 7月13日  
宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則  
警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第4(第4条関係)	別表第4(第4条関係)	別表第4(第4条関係)	別表第4(第4条関係)
仙台中央警察署(略)	仙台中央警察署(略)	仙台中央警察署(略)	仙台中央警察署(略)
仙台南警察署	仙台南警察署	仙台南警察署	仙台南警察署
名称	受持区域	名称	受持区域
(略)	(略)	(略)	(略)
仙台市若林区のうち 荒井一丁目から荒井八丁	仙台市若林区のうち 荒井一丁目から荒井八丁	仙台市若林区のうち 荒井一丁目から荒井八丁	仙台市若林区のうち 荒井一丁目から荒井八丁

荒井交番	日まで、荒井(境東、北遠十丁、松岡及び十呂盤を除く。)、荒井東一丁目、荒井東二丁目、荒井南、荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、伊在一丁目から伊在三丁目まで、伊在、かずみ町、霞目一丁目、霞目二丁目、霞目、蒲町、蒲町東、下飯田(屋敷東2番地)、長喜城、遠見塚東、南小泉(梅木)_____、六丁目(左近堀、柳堀東、柳堀南、地藏前及び南)、六丁の目元町
(略)	(略)

荒井交番	日まで、荒井(境東、北遠十丁、松岡及び十呂盤を除く。)、荒井東一丁目、荒井東二丁目、荒井南、荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、伊在一丁目から伊在三丁目まで、伊在、かずみ町、霞目一丁目、霞目二丁目、霞目、蒲町、蒲町東、下飯田(屋敷東2番地)、長喜城、遠見塚東、なないろの里一丁目からなないろの里三丁目まで、六丁目(左近堀、柳堀東、柳堀南、地藏前及び南)、六丁の目元町
(略)	(略)

名称	受持区域
(略)	(略)
根白石交番	仙台市泉区のうち小角、美沢(中山南及び中山北を除く。)、住吉台東一丁目から住吉台東五丁目まで、住吉台西一丁目から住吉台西四丁目まで、西田中_____、根白石、福岡、林沢、館一丁目から館七丁目まで
(略)	(略)

名称	受持区域
(略)	(略)
根白石交番	仙台市泉区のうち小角、美沢(中山南及び中山北を除く。)、住吉台東一丁目から住吉台東五丁目まで、住吉台西一丁目から住吉台西四丁目まで、西田中、西中山一丁目、西中山二丁目、根白石、福岡、林沢、館一丁目から館七丁目まで
(略)	(略)

塩釜警察署～亶理警察署 (略)

塩釜警察署～亶理警察署 (略)

この規則中別表第4の仙台南警察署の表の改正規定は公布の日から、別表第4の泉警察署の表の改正規定は平成30年7月23日から施行する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
附 則